

体育奨励事業協賛金実施要綱

(趣旨)

第1条 当組合がこれまで主催していた各種体育奨励事業の一部廃止に伴い、これに準ずる各種大会を当組合加入事業所が主体となって、開催する各種体育奨励事業（各種スポーツ大会等）に対して、補助を行う。

なお、この事業を主体となって行う当組合加入事業所を以下「主体事業所」という。

(要件)

第2条 本協賛金の支給対象となる事業は、次のとおりとする。

- 1 主体事業所が企画・立案した事業とする。
- 2 被保険者の健康保持増進を目的とした事業とする。
- 3 主体事業所は、当組合加入事業所に対し参加を募り、申込みがあった場合は、参加を認めることとする。ただし、当組合非加入事業所が一部参加した場合も認める。
- 4 親睦会及び新人歓迎会等の事業は対象外とする。

(計画書の提出)

第3条 本協賛金の申請する主体事業所は、事業の実施前（14日前）までに体育奨励事業協賛金申請書（様式1）及び事業概要が詳細にわかる書類（企画書、実施要領、募集案内等）を組合宛て提出する。

(報告書の提出)

第4条 本協賛金の申請した主体事業所は、事業終了の日から2か月以内に、体育奨励事業協賛金報告書（様式2）、参加者名簿及び実施に要した費用の領収書の写しを組合宛て提出する。

(補助額)

第5条 組合は前条の報告書を審査し、要件が当該協賛金の目的に合致すると認めたときは、主体事業所に対して、各種体育奨励事業に参加した被保険者1人につき、年度1回1,000円を限度に補助を行う。

(その他)

第6条

- 1 各種体育奨励事業の募集案内等について、組合ホームページに掲載する。
- 2 事業実施年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付則

この実施要綱は、令和4年4月1日から施行する。